

社団法人投資信託協会の一般社団法人への移行による名称変更に伴う
「受託契約準則」等の一部改正について

平成24年12月28日
株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、「受託契約準則」等の一部改正を行い、平成25年1月4日から施行します。

今回の改正は、平成25年1月4日に社団法人投資信託協会が一般社団法人へ移行し、その名称が一般社団法人投資信託協会へ変更されることに伴うものです。

以 上